



### 第2期基本計画のポイント

- ・大学・公的研究機関の研究活動の成果の事業化のために技術移転機関の活用促進を図るため、技術移転に向けた各機関の主体的取組みを促進するための支援等を行う。
- ・研究開発成果の活用をより効果的・効率的に促進するため、個人帰属による活用促進から研究機関管理を原則とする活用促進への転換を進める。
- ・機関管理に必要となる特許等の取得、管理、展開の機能を整備する。
- ・発明者である研究者へのインセンティブ向上のため、実施料収入から個人への十分な還元が行えるよう、制度を整備。
- ・公的研究機関においても、国内での特許のみならず、海外における特許化を促進。
- ・公的研究機関の研究成果である特許の企業や技術移転機関への譲渡等の柔軟な扱いにより研究成果の事業化を促進。
- ・共同研究センター等を活用して、ベンチャー企業との共同研究を推進する。
- ・産学官連携を促進する人材の養成・確保を進める。

### 第2期基本計画の進捗状況

- ・承認TLOの活動に対する支援を充実。承認TLOは大幅に増加し、その活動も活発化してきているが、諸外国と比較すると技術移転の実績はいまだ不十分。（図表9、10、11）
- ・「新時代における産学官連携の構築に向けて（審議のまとめ）」（産学官連携推進委員会）において大学等の研究成果の原則機関帰属への転換を提言。16年4月の国立大学等の法人化により機関帰属が可能に。
- ・原則機関帰属とした大学における知財の管理・活用体制の整備を目的として、平成15年度から大学知的財産本部整備事業を開始。現在、知財本部整備対象事業大学などを中心に、知的財産の機関帰属化、管理・活用体制の整備が進み始めているが、まだ一部の大学にとどまっている。（図表12、13）
- ・国立大学教官の職務発明に対する補償金に関する上限を撤廃。
- ・大学等の研究成果の海外特許出願を支援。（図表14）
- ・大学発ベンチャー創出支援事業等により研究開発を支援するとともに、ベンチャービジネスラボラトリーやインキュベーションセンターの整備等により大学発ベンチャーの活動を支援。大学発ベンチャーは順調に増加。その経営も徐々に上向いてはいるが、依然厳しい状況であり支援を求める声も多い。また、諸外国と比較するとその数は相対的には少ない。（図表15、16）



## 2. 研究成果の社会還元促進

### 第2期基本計画の進捗状況

- ・我が国の起業活動全体は、諸外国と比較すると低調。(図表17)
- ・大学等におけるインターンシップの実施は年々増加しているが、期間が短いなどの問題もある。(図表18)
- ・起業家教育やMOT人材育成等のプログラムの導入も進んでいる。(図表19)

### 産学官連携推進委員会等におけるこれまでの提言

#### 【産学官連携推進委員会(平成15年4月)】

- ・大学等の研究成果の効果的な社会還元を図るため、個人・非契約型の連携から組織的・契約型の連携へと転換することが必要であり、そのため、大学等における知的財産ポリシーの確立と知的財産管理体制の整備が不可欠である。
- ・国立大学の法人化後は、法人格取得に伴う研究成果の機関帰属への転換が望ましく、外部人材の活用、TLOとの連携等により、知的財産の組織的管理・育成・活用を戦略的に進める体制を整備することが必要である。
- ・機関帰属原則下において大学等の研究成果が特許という形で具体化される活用されていくため、海外を含め特許を取得するための支援が重要。
- ・TLOとの関係については、各大学の主体的な判断により、最も効率的・効果的と考える体制を選択することが必要。
- ・ベンチャー起業の文化を醸成するために、大学自らの主体的判断により、大学の成果を基に将来の起業を支援する仕組みを持つことも必要であり、大学のインキュベーション業務の充実が不可欠。
- ・大学発ベンチャーのスタートアップファンドの充実のほか、兼業の推進、起業家人材の養成等により大学発ベンチャーを生み出す環境整備が重要。
- ・人材養成面での産学連携を推進することも極めて有効であり、インターンシップや共同研究における大学院生の参加等により企業との交流を進める。

#### 【総合科学技術会議フォローアップ(平成16年5月)】

- ・今後、産学官連携の本格的展開に向けて、大学においては、TLOと知的財産本部の連携等体制の強化により、知的財産の創造・活用の一層の推進を図ることが必要である。
- ・産学連携には、産と学を繋ぐ目利き人材が不可欠であり、知財専門職大学院・技術経営コースや大学における起業家教育の充実および大学・産業界の間での人材交流などを通じて、目利き人材を育成していくことが重要である。



## 2. 研究成果の社会還元促進

### 産学官連携推進委員会等におけるこれまでの提言

#### 【科学技術基本計画ヒアリング意見】

- ・米国のように、TLOや知財本部が学内にあっても予算や人事が独立しているほうが、業務を行う上でスムーズ。
- ・知財本部とTLOの棲み分けの議論があるが、大学が意味を理解していれば、どんなやり方でもいい。
- ・各大学に知財本部とTLOが一体として存在すべき。形態としては知財本部でもTLOでもどちらでもよく、双方が残る場合でも密接に連携・協力することが必要。
- ・TLOを各大学に設置して採算が取れているのか。各大学が連携して、広域連合にしていくべきである。
- ・中小企業・ベンチャーは公募申請の文書の作成も下手だし、時間もかけられないが高い技術をもっているところもあり、(競争的資金の)公募時に中小企業・ベンチャー枠をつくるくらいの措置が必要。
- ・数の拡充は1000社くらいで打ち止めにし、これからは質を重視すべき。

#### 【これまでの基本計画特別委員会における関連意見】

- ・知の創造から知の活用、さらには社会の理解へのつながりにおいて、知の創造については、相当大きな成果が出ているが、一般の人に対して最終的にインパクトや感動を与えるものは少ない。このような一連のつながりについて、ベンチャーの役割も含めて考えるべき。
- ・ベンチャーを含め産学連携を進め、いかに民間の自力的なサイクルを動かすかとの視点の施策が必要。



## 2. 研究成果の社会還元促進

第3期基本計画において採るべき主要な方策(案)

### 研究成果の社会還元促進

大学や公的研究機関における研究成果の社会への還元を促進するためには、研究成果を適切に保護・活用するための体制整備を図り、既存企業への技術移転を促進するとともに、更なる研究開発の支援などにより新事業の創出につなげていくことが必要であり、国の支援の充実や各大学等の積極的な取組みを促進する。

#### (1) 大学・公的研究機関の研究成果の社会還元促進のための支援

1. 国立大学法人化を踏まえ、現在、各大学で知的財産本部が整備されつつあるが、研究成果の活用を促進する上で、知的財産を適切に権利化・管理する知的財産本部は研究成果の社会還元という大学の使命を果たす上で不可欠な存在であり、かつ、基本的にはコストセンターであることから、今後、より多くの大学で知的財産の管理・活用体制の整備を図るため、大学の主体性及び経営努力を求めつつ、知的財産サイクルが確立するまでの相当程度の期間、その取組みを支援する。なお、体制整備後の大学においては、研究成果の社会還元を促進するという目的を踏まえ、迅速かつ柔軟に対応し、知的財産の適切な管理・活用に努めることを期待する。
2. また、知的財産本部とTLOとの連携をより一層強化し、円滑な技術移転の促進を図るとともに、対外窓口の明確化を進めることにより、産業界との連携を強化する。
3. さらに、大学・公的研究機関の研究成果の社会還元を促進するため、競争的環境の下、技術移転を促進するための研究開発支援の充実を図る。

#### (2) 知的財産活動の積極的な展開のための支援の充実

1. 各大学や公的研究機関において、特許出願経費などの知的財産活動のための費用が、学内・機関内で適切に確保されるよう、各大学等の取組みを促す。また、競争的資金における間接経費の拡充を図るとともに、その積極的な使用を促す。
2. 大学や公的研究機関で生まれる特許等の知的財産が海外においても適切に保護されるよう、海外特許出願経費の支援を進める。

#### (3) 研究成果に基づく起業活動の振興

1. 起業活動を取り巻く制度整備が進み、大学発ベンチャーが増加したが、その活動が必ずしも経済社会の変革にまではつなげていない。このため、大学や公的研究機関の研究成果を社会に還元し、イノベーションの創出につなげていくため、大学発ベンチャーが大学等発の基本技術を研究開発により更に発展・改良し、事業化に結びつけていく取組みを支援する。
2. 各大学のインキュベーション施設やベンチャービジネスラボラトリーなどを中心に、起業活動に取り組む学生に対し、研究活動への支援のみならず、会計や財務、マーケティング、法務等の経営に関するアドバイスなど、大学の有するリソースを結集した支援がなされることを期待する。



### 起業マインドの醸成

イノベーションの創出のためには、起業マインドを持った人材を養成していくことが重要であり、大学におけるアントレプレナーシップ活動の振興など、起業マインドが醸成される環境整備を促進する。

1. 大学発ベンチャーは確実に増えてはいるが、その数は諸外国と比較すると極めて少なく、また、起業家精神は世界的にも低く、起業活動への挑戦が社会に広く浸透するに至っていない。本質的な起業活動の振興には、挑戦する意欲や事業化への道筋を常に抱くような人材(いわば潜在的な起業家)の人的基盤が形成されるとともに、挑戦する人材を積極的に評価する社会的基盤の醸成が重要である。さらに、人材個々の視点に立てば、ネットワーキングや人脈を基に、起業を志したり、意気投合する人や支援者を見出したりするチャンスが存在するかが、起業化の際の大きなポイントである。
2. このため、大学においては、起業関連科目等の充実や学内ビジネスプランコンテスト等の取組みにより、学生の起業家精神を刺激するとともに、研究者、学生、社会人も含めた先端技術紹介セミナー・起業セミナー等による人的交流の促進や起業に係るアドバイス支援といった、大学が起業チャンスを生む起点となるような活動が総合的に促進されることが重要である。また、大学・研究機関・民間企業等と教育現場との連携・協力の一環として、社会人等による中学校・高等学校等の生徒の起業家精神を刺激するような取組みが期待される。



### 産学官連携による研究成果の社会還元を担う人材の養成

創造された「知」を経済社会に生かし、持続的な発展を遂げていくため、「知」の活用や社会還元を担う人材養成に向けて、産学官それぞれの特徴や役割を踏まえた連携を一層強化することが重要。このような観点から、産学官連携による人材養成や、産学官連携等を推進する人材や技術者など多様な人材の養成・確保に向けた取組みを推進する。

1. 産学官連携を推進する人材養成のため、知的財産やMOT教育等に関する各大学等の自主的な取組み等を促進する。特に、我が国の経済社会を牽引する高度で専門的な職業能力を持つ人材を養成する観点から、専門職大学院の教育の質的向上を支援する。
2. 地域において、大学等の知恵を活用した産学官連携を推進することは、革新技术・新産業の創出等による地域の活性化に大きな役割を果たすため、地域の産学官連携を牽引するコーディネーターやプログラム・マネージャー、TLOや知的財産本部で活躍できる「知」の活用を担う目利き人材などの養成の取組みを推進する。
3. 大学や産業界が、イノベーションの創出に向け、社会の様々な分野において活躍する人材を養成する観点から、社会ニーズの変化に対応した人材養成に取り組むことが求められる。このため、研究開発面だけでなく人材養成の面においても産学官連携を進め、産業界への学生の比較的長期のインターンシップ(長期派遣型産学共同研究)の充実、大学を拠点とした産学の集約型共同教育や産学官共同研究への大学院生やポストドクターの参加の促進、大学教員自身の企業体験の充実、技術者や知的財産に関する業務経験者の人材交流等を推進する。

【 人材養成については第3回委員会でも検討】

・承認TLOの機関数及び技術移転活動は順調に増加している。

## 図表9 承認TLOの増加と技術移転活動の活発化

### TLO支援のための取組み

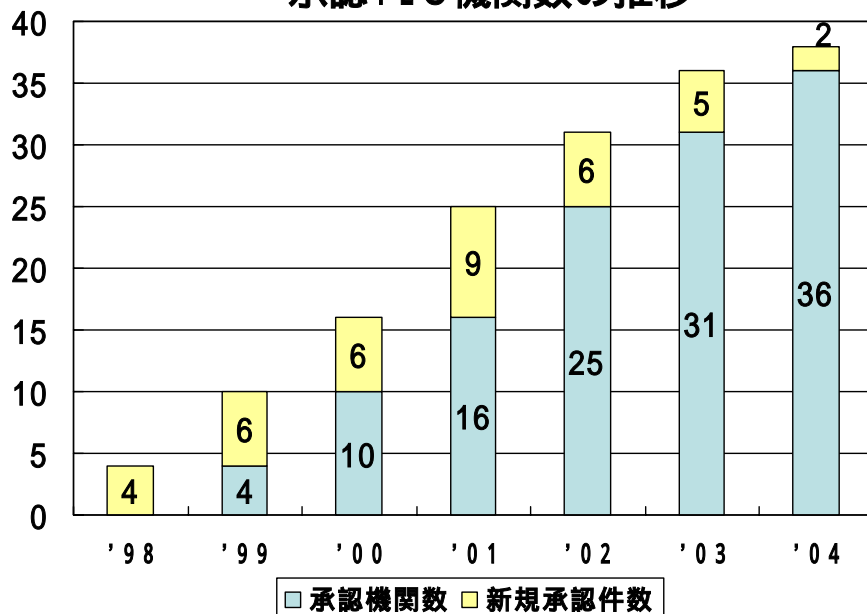
TLO役員への兼業措置  
特許料の軽減

国立大学の施設無償使用  
特許関係経費の支援

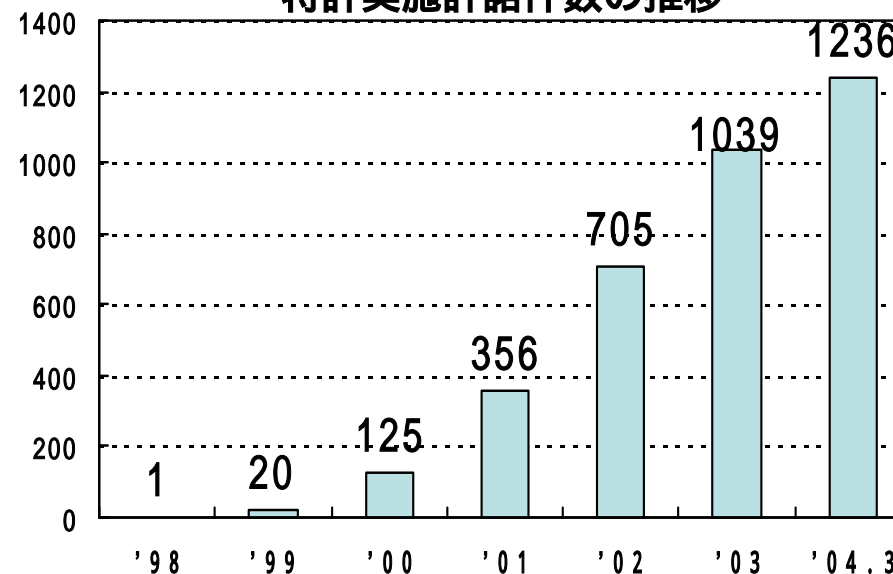
運営等への助成

- ・承認機関数 38機関 (平成16年10月現在までの累計)
- ・特許出願件数 6,314件 (平成16年3月現在までの累計)
- ・実施許諾件数 1,236件 ( )
- ・実施料収入 1,393百万円 ( )

### 承認TLO機関数の推移



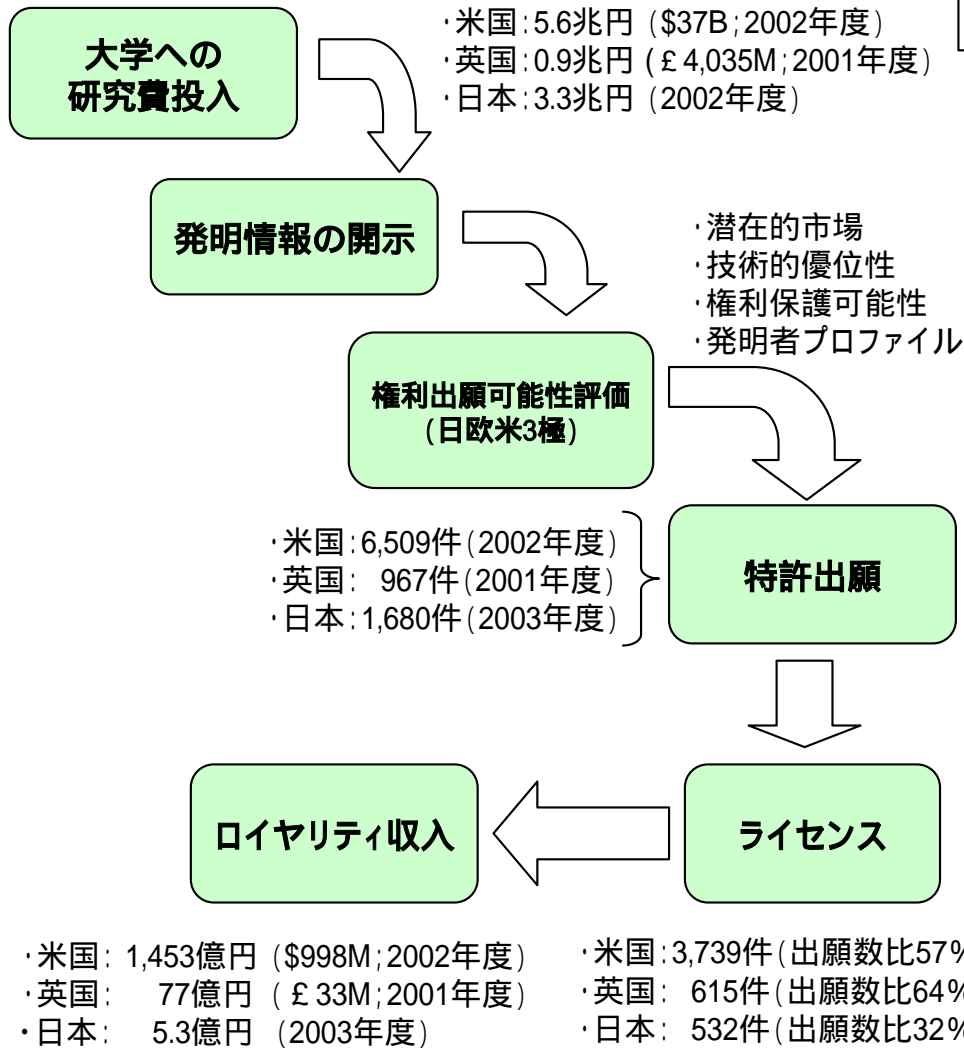
### 特許実施許諾件数の推移



・日本において研究開発投資が実を結び、成果が顕在化してくるのはこれから。

## 図表10 諸外国と比較した産学官連携関係諸データ

出典：以下のデータをもとに科学技術政策研究所作成（金額はPPPにより邦貨換算）  
 ・米国：Licensing Survey 2002(AUTM編)他[\*の対象は米・加の高等教育・公的研究機関等]  
 ・英国：Higher education-business interaction survey 2001-02 他  
 ・日本：MEXT、METI 他 [特許・ライセンス関連データはTLO経由分のみ、国有特許含まず]



### 米英日の制度導入時期比較

|                    | 米国                       | 英国                     | 日本                          |
|--------------------|--------------------------|------------------------|-----------------------------|
| バイドール法に相当する法律の制定時期 | 1980年                    | (1985年 <sup>1)</sup> ) | 1999年                       |
| TLOの設置開始時期         | 1970年代に活発化 <sup>2)</sup> | 1980年代半ば <sup>3)</sup> | 1998年 <sup>4)</sup> (承認TLO) |

- 1) 従来大蔵省通達によりBTG(British Technology Group)が独占的に取り扱ってきた公的資金による研究成果の実用化を規制緩和
- 2) 1925年に設立されたWARF(Wisconsin Alumni Research Foundation)がその先駆けとされる。
- 3) 沿革はNational Research Development Corporation(1948年設立：1981年BTGに改組)
- 4) これ以前のものとして東海大学の例(1974年設立)がある。

- ・米国：4,320社\*（累計；2002年度）、364社（2002年度）
- ・英国：952社（累計；2001年度）、213社（2001年度）
- ・日本：916社（累計；2004年8月）、179社（2003年度）

**大学発ベンチャー**

**IPO、M&A等**

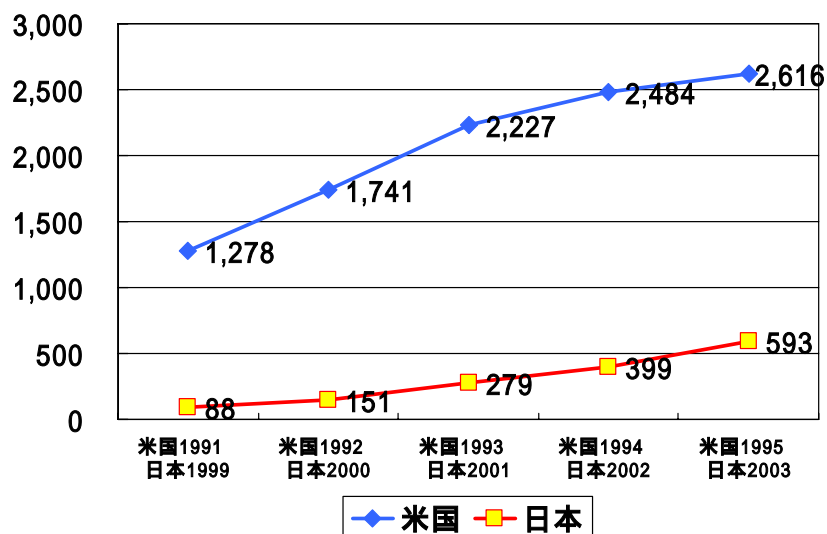
- ・米国：IPO約50社・M&A約320社（2002年；Venture Economics調べ）
- ・英国：IPO・M&A等5社（2002年現在）
- ・日本：IPO7社（2003年12月）



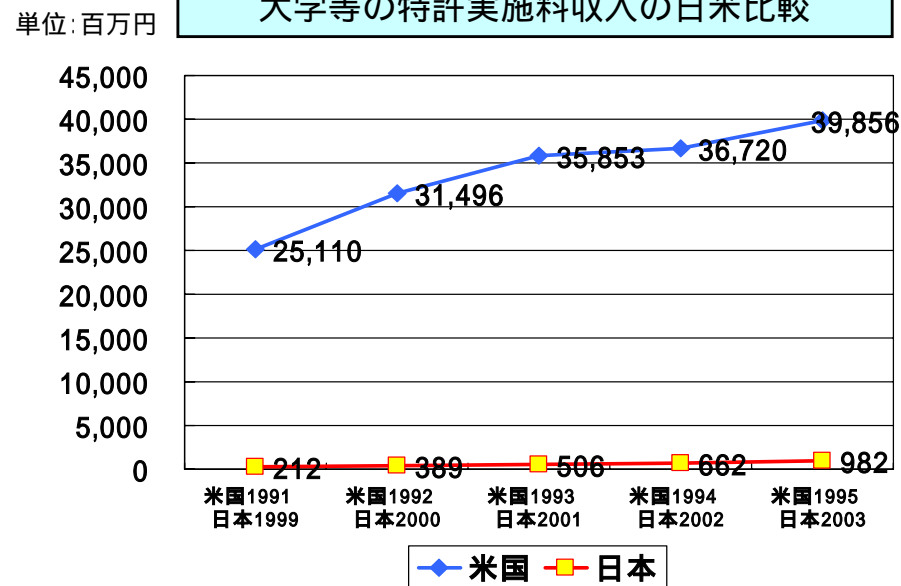
・我が国は米国と比べ産学連携にかかる諸制度の整備は20年遅れていると言われているが、スタート後5年間(米国については資料の関係で1991年からの5年間)を比較すると、規模においては及ばないものの、その伸び率は著しいものがある。

## 図表11 大学等の特許の日米比較

### 大学等の特許実施許諾件数の日米比較



### 大学等の特許実施料収入の日米比較



注:米国の収入については、当時の為替レートに応じて円換算。

| 年  | 日本1999年<br>米国1991年 | 日本2003年<br>米国1995年 | 伸び率         |
|----|--------------------|--------------------|-------------|
| 日本 | 88                 | 593                | <b>6.7倍</b> |
| 米国 | 1,278              | 2,616              | 2.0倍        |

| 年  | 日本1999年<br>米国1991年 | 日本2003年<br>米国1995年 | 伸び率         |
|----|--------------------|--------------------|-------------|
| 日本 | 212                | 982                | <b>4.6倍</b> |
| 米国 | 25,110             | 39,856             | 1.6倍        |

(出典)

・米国:Licensing Survey 2002(AUTM編)

・日本:文部科学省資料及び経済産業省資料により算出。国立大学の法人化以前(2003年度まで)は、国立大学等による特許は原則個人に帰属し、特定のもののみ機関帰属となり、機関帰属特許は国有特許として、個人帰属特許はTLOを通して出願・ライセンスされていた。この事情を勘案し、国立大学等が保有する国有特許にかかる件数(文部科学省資料)と、TLOにかかる個人帰属特許の件数(経済産業省資料)を合算。

- ・ 特許等知的財産の機関管理への移行を踏まえ、大学等における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施する体制を整備するため、平成15年度から「大学知的財産本部整備事業」を実施。  
(原則として5年間継続予定とし、2年経過後に中間評価を実施。)

## 図表12 大学等における知的財産の管理・活用体制の整備の状況

「大学知的財産本部整備事業」採択機関：34件、「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」対象機関：9件  
事業のポイント

- ・ 大学の自由な発想に基づく新しいマネジメント体制
- ・ 民間企業経験者等の外部人材の積極的活用
- ・ TLO等外部組織との連携強化

### 採択機関の地域分布

#### 中国・四国地区

- 広島大学
- 山口大学
- 徳島大学
- 特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム対象機関  
岡山大学

#### 九州地区

- 九州大学
- 熊本大学
- 特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム対象機関  
九州工業大学

#### 近畿地区

- 京都大学
- 大阪大学
- 神戸大学
- 奈良先端科学技術大学院大学
- 大阪府立大学ほか2機関
- 立命館大学

#### 中部地区

- 山梨大学
- 静岡大学
- 名古屋大学
- 北陸先端科学技術大学院大学
- 特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム対象機関  
金沢大学  
新潟大学ほか4機関  
信州大学  
岐阜大学  
名古屋工業大学  
豊橋技術科学大学

#### 北海道・東北地区

- 北海道大学
- 岩手大学
- 東北大学

#### 関東地区

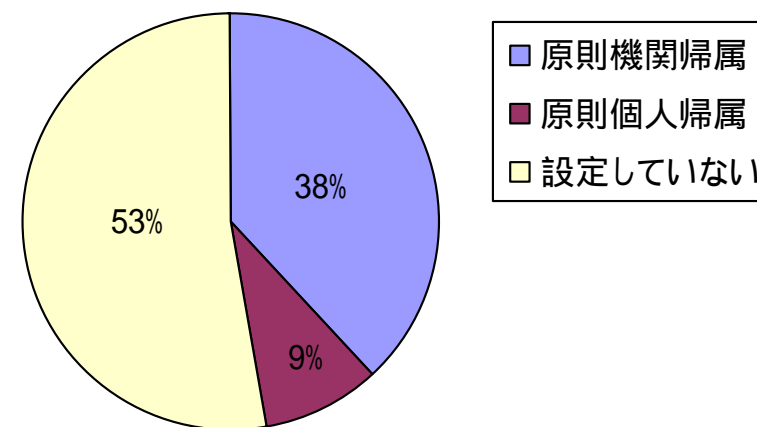
- 筑波大学
- 群馬大学・埼玉大学
- 東京大学
- 東京医科歯科大学
- 東京農工大学
- 東京工業大学
- 東京海洋大学
- 電気通信大学
- 横浜国立大学
- 慶応義塾大学
- 東海大学ほか2機関
- 東京理科大学ほか2機関
- 日本大学
- 明治大学
- 早稲田大学
- 国立情報学研究所ほか12機関
- 特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム対象機関  
東京都立大学ほか3機関

- 産学官連携活動を行っている国公立大学において、原則機関帰属としている大学等は4割程度であり、また、「大学知的財産本部」に関しては整備済の大学は1/4程度で、今後整備予定が1/3、整備予定がない大学が2/5ある。(平成16年6月現在数)

## 図表13 大学等における知的財産の機関帰属の状況

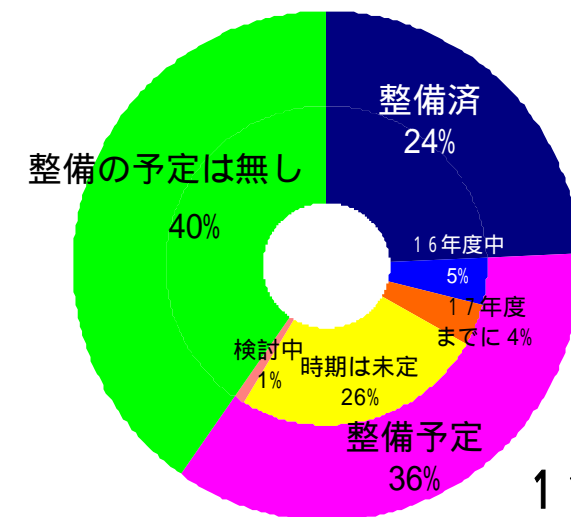
### 1. 知的財産の機関帰属の有無

|       | 原則機関帰属<br>としている | 比率    | 原則個人帰属<br>としている | 比率    | 設定してい<br>ない | 比率    | 回答大学数 |
|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|-------------|-------|-------|
| 総数    | 187             | 38.2% | 45              | 9.2%  | 258         | 52.6% | 490   |
| 国立大学等 | 82              | 87.2% | 4               | 4.3%  | 8           | 8.5%  | 94    |
| 私立大学等 | 85              | 24.8% | 29              | 8.5%  | 228         | 66.7% | 342   |
| 公立大学等 | 20              | 37.0% | 12              | 22.2% | 22          | 40.8% | 54    |



### 2. 知的財産の管理活用体制（大学知的財産本部等）の整備状況について

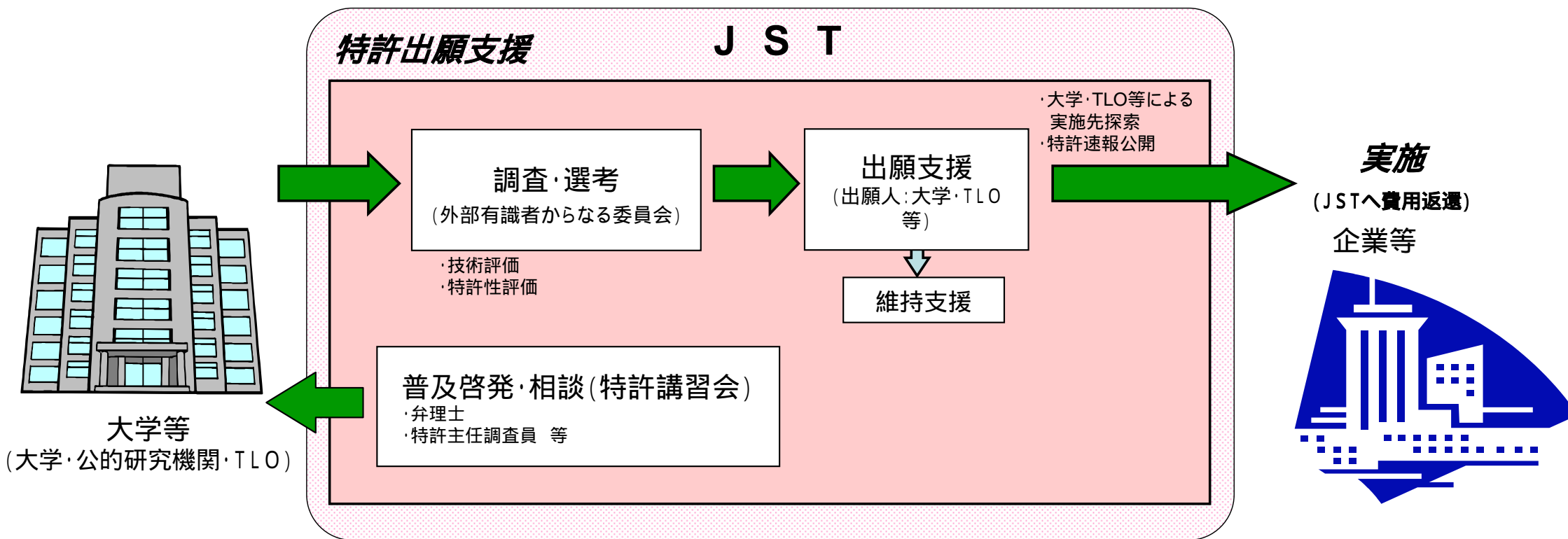
|       | 既に整備し<br>ている | 比率    | 今後整備予<br>定である | 比率    | 整備する予<br>定はない | 比率    | 回答大学数 |
|-------|--------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|-------|
| 総数    | 119          | 24.3% | 174           | 35.5% | 197           | 40.2% | 490   |
| 国立大学等 | 62           | 66.0% | 19            | 20.2% | 13            | 13.8% | 94    |
| 私立大学等 | 45           | 13.2% | 138           | 40.3% | 159           | 46.5% | 342   |
| 公立大学等 | 12           | 22.2% | 17            | 31.5% | 25            | 46.3% | 54    |



## ・技術移転支援センター事業（特許出願支援）

大学、公的研究機関、TLO（以下「大学・TLO等」という。）の研究成果について、今まで十分な対応が図られていない海外特許の取得支援を含む特許出願や知財保護を総合的に支援する体制を整備する。  
これにより、大学等の活性化が図られるよう積極的に支援し、研究成果の技術移転の促進を図る。

図表14 特許出願経費の支援

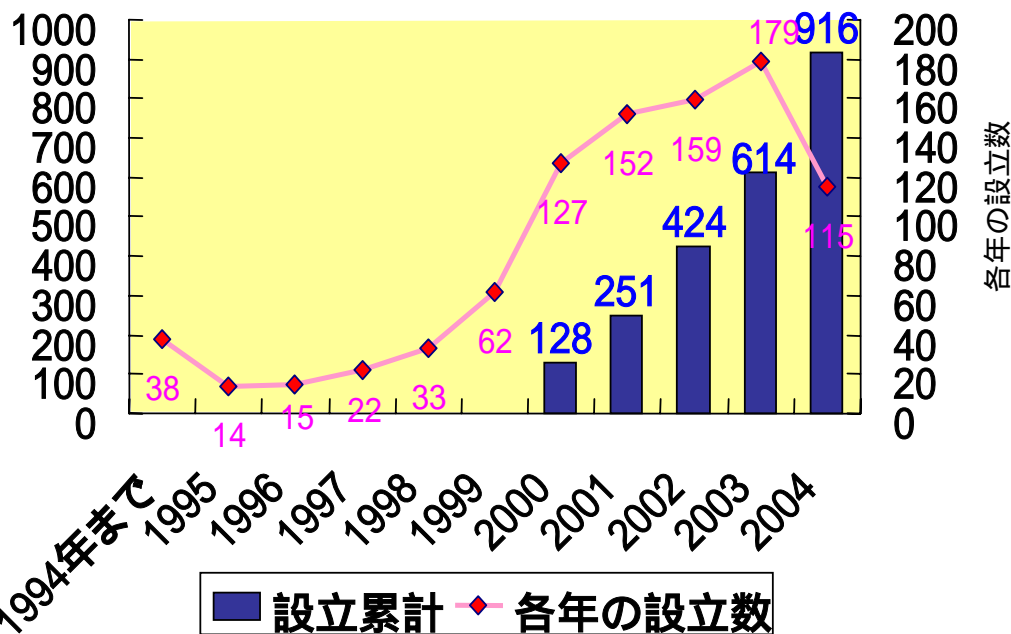


- ・ 大学発ベンチャーは916社ある。
- ・ ベンチャービジネスラボラトリーは45大学、インキュベーションセンターは23大学に整備されている。

## 図表15 研究開発型ベンチャーの設立及び施設整備状況

### 大学発ベンチャーの設立実績(H16.8.31現在)

大学発ベンチャーの各年の設立数と累計(筑波大学調べ)



- ◆ 小規模ではあるが利益を上げる企業が増えてきており、売上高も増加する傾向が見られる。
- ◆ ベンチャーに関する課題が起業の土壌作りから起業後のベンチャーの経営維持に移行する傾向が見られる。

### 国立大学における大学発ベンチャー施設の整備状況

(H16.3.31現在)

出典:文部科学省調べ

## ベンチャービジネスラボラトリー 45大学

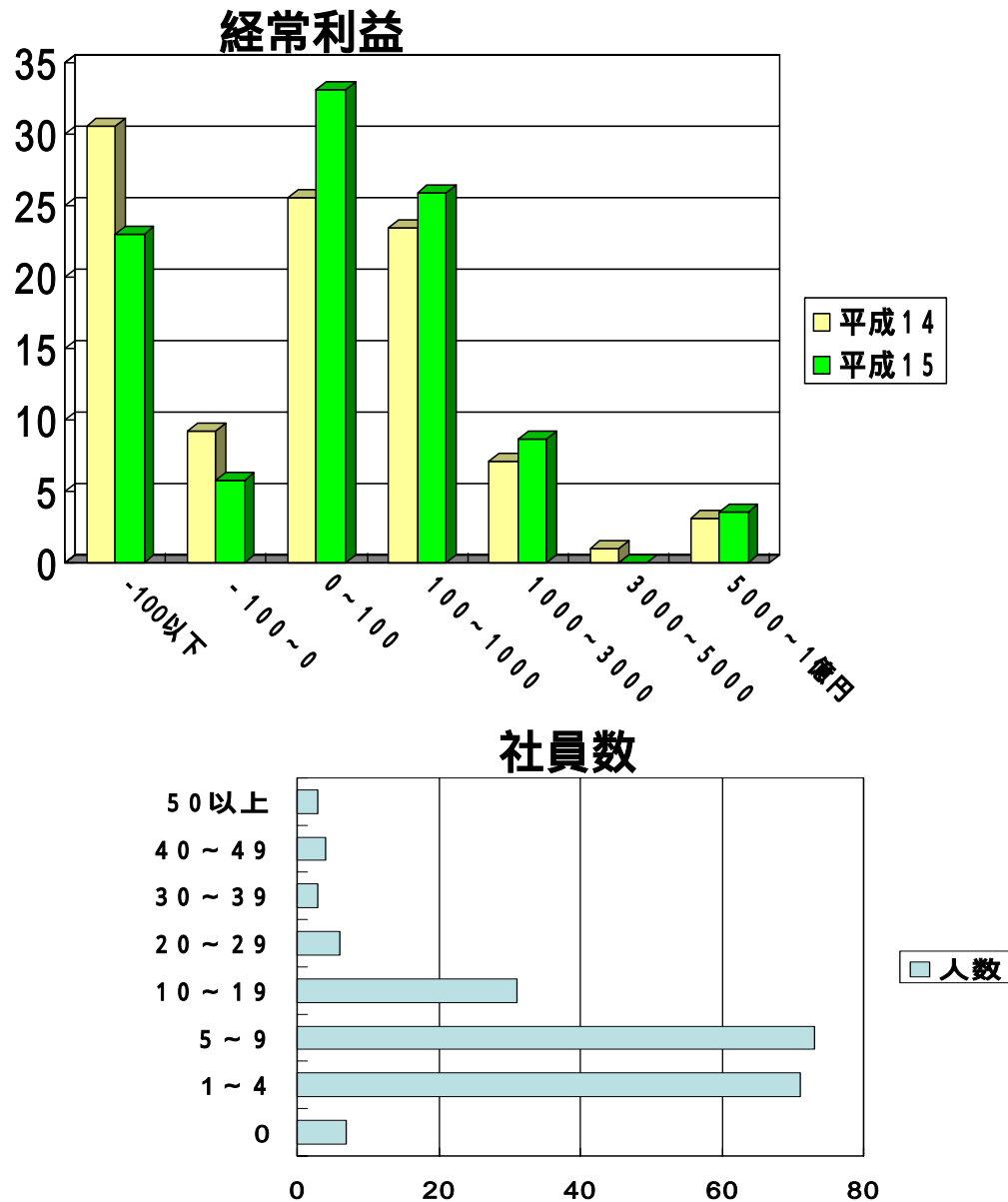
ベンチャービジネスの萌芽となるべき独創的・先端的な研究の推進 高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材の育成を目的として、大学院学生を中心とする若手研究者の自由な発想と能力を最大限に活用し、独自の研究開発プロジェクトを実施するなどの幅広い活動を行う。

## インキュベーションセンター 23大学

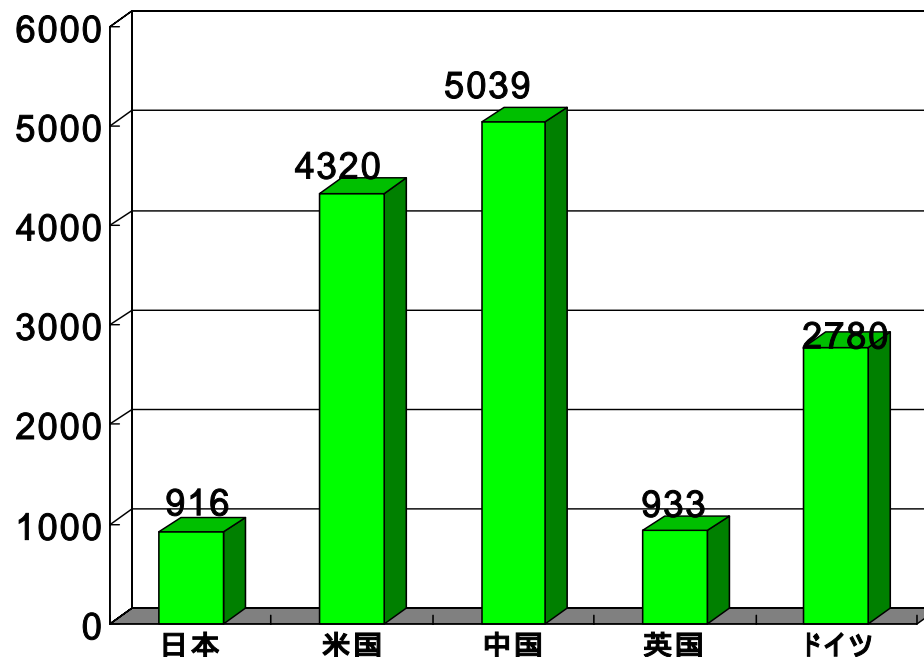
創業を目指す起業家や創業後間もない企業などに対して、経営面でのアドバイス、マーケティングの実施、資金調達支援、実用化開発などの総合的な支援を行うための施設

・大学発ベンチャーの経営状況については、徐々に向上しているが、未だ厳しい状況である。また諸外国と比較すると、その数はきわめて少ない。

## 図表16 大学発ベンチャーの経営実態



## 諸外国との大学発ベンチャー数の比較



日本は2004年8月末、ドイツは2000年、中国は2001年  
米国、英国は2002年までの数字

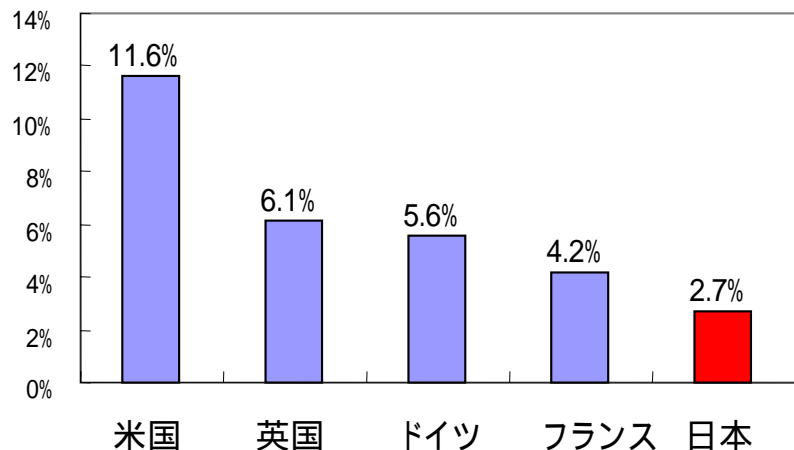
**殆どが小規模会社**

**経営は順調に向上しているが、依然厳しい**

・大学発ベンチャーの数は着実に増加しているものの日本の起業活動は低いレベルである

図表17 日本における起業活動

労働人口に占める起業家の割合(2000年~2003年の平均)

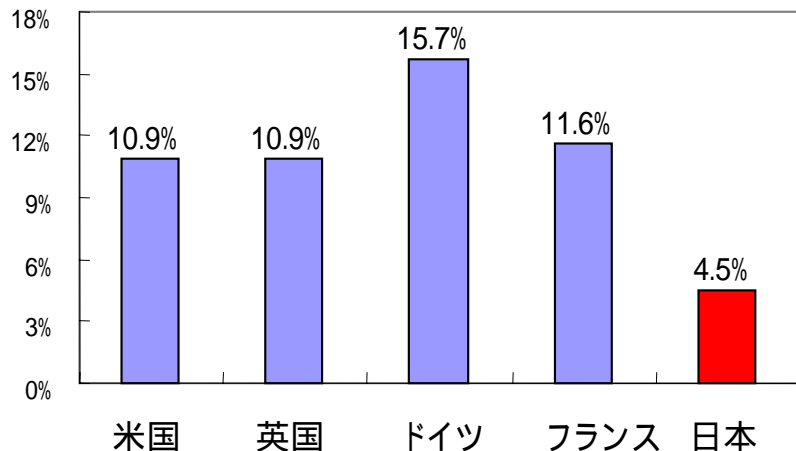


“Global Entrepreneurship Monitor”より作成

起業家精神の広がり(2004年IMD調べ)

|              |             |
|--------------|-------------|
| 1位           | 中国 浙江省      |
| 2位           | 香港          |
| 3位           | アメリカ        |
| 4位           | イスラエル       |
| 5位           | 台湾          |
| 6位           | サンパウロ(ブラジル) |
| 7位           | コロンビア       |
| 8位           | アイスランド      |
| 9位           | マレーシア       |
| ⋮            | ⋮           |
| 60位<br>(最下位) | 日本          |

開業率(1995年~2000年の平均)

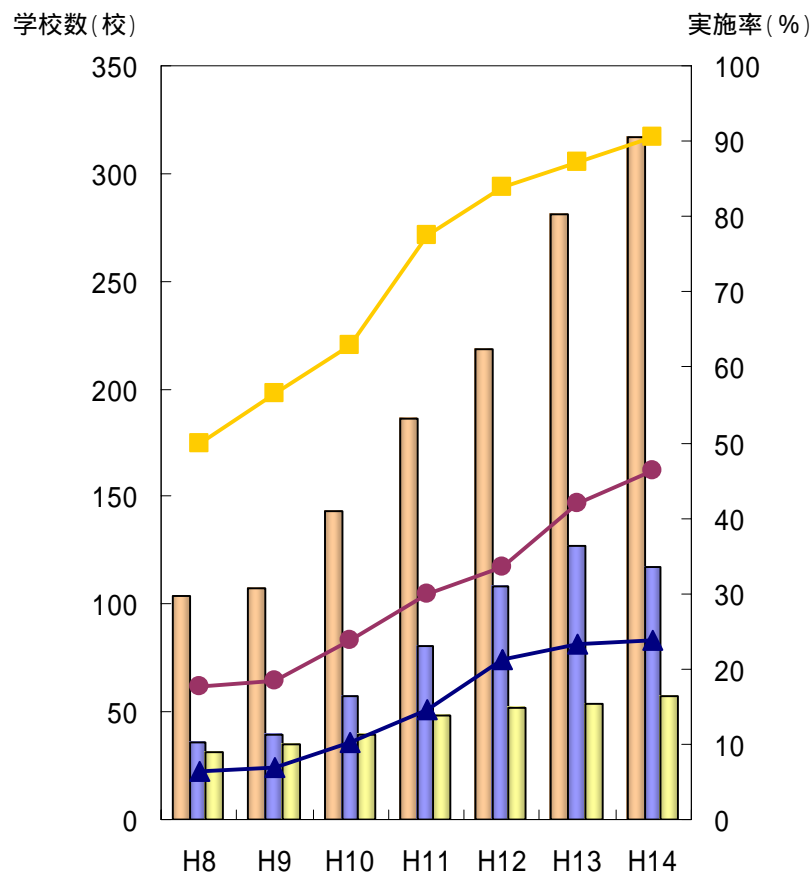


各国統計調査より作成

・インターンシップを行う大学等は年々増加しているが、対象については修士課程1年が多数であり、また実施期間も2週間から1ヶ月未満が多数。

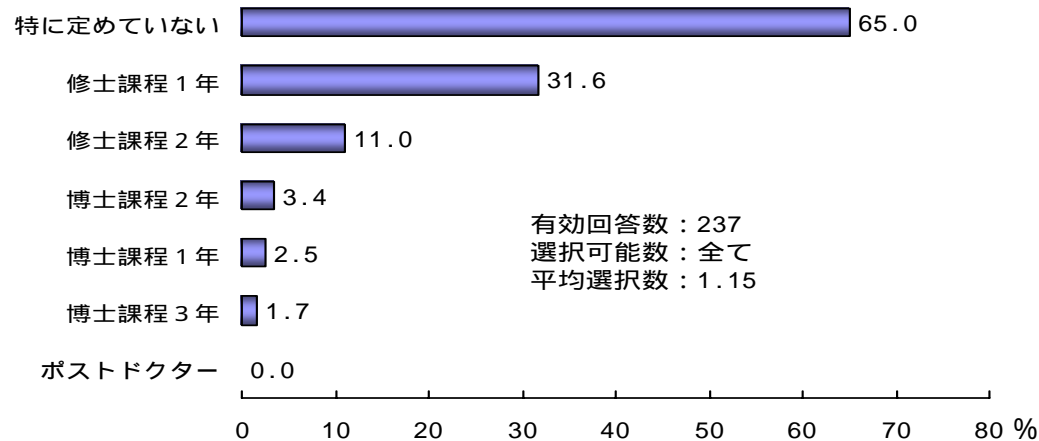
## 図表18 大学等におけるインターンシップの現状

### 大学等のインターンシップの実施状況

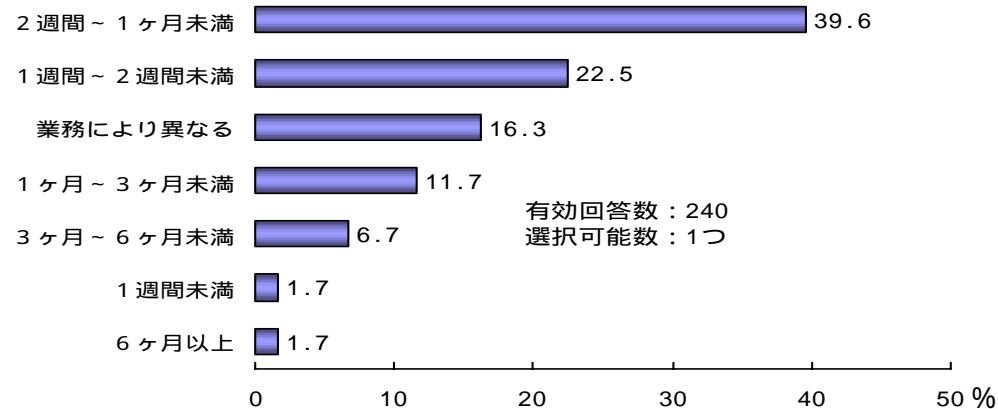


■ 大学 学校数    ■ 短大 学校数    ■ 高専 学校数  
● 大学 実施率 (%)    ▲ 短大 実施率 (%)    ■ 高専 実施率 (%)

### インターンシップの対象者について



### インターンシップの実施期間について

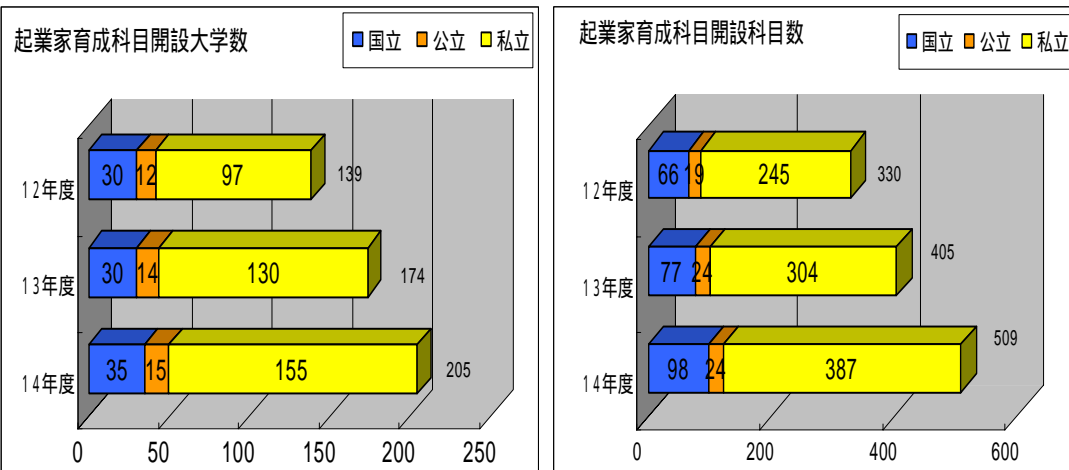




・大学等において、起業家教育やMOT人材育成等のプログラムの導入が進んでいる。

図表19 大学において人材育成のために設置されている科目

大学における起業家教育の実施状況



〈起業家育成のための授業科目の例〉

- ・茨城大学工学部「ベンチャービジネス入門」
- ・三重大学生物資源学部「ベンチャー企業論」
- ・公立はこだて未来大学システム情報科学部「起業家としての自立」
- ・産能大学経営学部「ベンチャー企業論」
- ・倉敷芸術科学大学国際教養学部「アントレプレナー戦略論」

出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」(平成16年3月)

MOT人材育成プログラムの例(平成15年度)

ディグリープログラム

| 教育機関名                                | 定員(名) |
|--------------------------------------|-------|
| 九州大学大学院 経済学府産業マネジメント専攻               | 45    |
| 高知工科大学大学院 工学研究科基礎工学専攻                | 210   |
| 静岡理科大学大学院 理工学研究科                     | 25    |
| 芝浦工業大学大学院 工学マネジメント研究科                | 28    |
| 信州大学大学院 経済・社会政策科学研究科イノベーション・マネジメント専攻 | 10    |
| 筑波大学大学院 ビジネス科学研究科経営システム科学専攻          | 30    |
| 東京大学 先端科学技術研究センター                    | 60    |
| 東京工業大学大学院 社会理工学研究科                   | 若干名   |
| 東京都立大学大学院 社会科学部経営学専攻                 | 40    |
| 東北大学大学院 工学研究科技術社会システム専攻              | 30    |
| 名古屋工業大学大学院 産業戦略工学専攻                  | 21    |
| 日本大学大学院 グローバルビジネス研究科                 | 25    |
| 北陸先端科学技術大学院大学 知識科学研究科                | 20    |
| 横浜国立大学大学院 環境情報学府環境マネジメント専攻           | 44    |
| 立命館大学アジア太平洋大学大学院 経営管理研究科             | 25    |
| 早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科国際経営学専攻            | 約55   |
| 小計                                   | 約670  |

H15.10時点で開講中のプログラム。

数値は、「技術経営(MOT)教育の現状に関する調査(2003.9)」に基づくものであり、必ずしも国内における全てのMOTプログラムを網羅したわけではない。

ノンディグリープログラム

| 教育機関名                | 定員(名) |
|----------------------|-------|
| (株)アイさぼーと            | 40    |
| (財)大学コンソーシアム京都       | 20    |
| 東京大学 先端科学技術研究センター    | 約90   |
| 北海道大学 先端科学技術共同研究センター | 40    |
| 小計                   | 約190  |

単一講座

| 教育機関名              | 科目数 |
|--------------------|-----|
| 青山学院大学大学院 経営学研究科   | 2   |
| 金沢大学大学院 自然科学研究科    | 2   |
| (株)グロービス           | 1   |
| 工学院大学 第1部国際基礎工学科   | 4   |
| 高知工科大学             | 3   |
| (株)サイコム・インターナショナル  | 6   |
| 東京大学               | 16  |
| 東京工業大学大学院 情報理工学研究科 | 1   |
| 東京都立科学技術大学         | 2   |
| 東京農工大学大学院 工学研究科    | 2   |
| 山口大学大学院 理工学研究科     | 3   |
| 小計                 | 42  |

出典：経済産業省「技術経営のすすめ」(2003年10月)